○　放置車両確認機関用放置車両確認等実施要領の制定について（通達乙）

令和５年３月９日

交 指 発 第 ７２ 号

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の８第１項の規定に基づき、放置車両確認事務を受託した者、統括責任者及びその職務を代行する者並びに駐車監視員が規律を保持し、確認事務を適正かつ能率的に遂行するため、服務上守らなければならない事項を明らかにするとともに、放置車両の確認等の実施に関して必要な事項を定めたものです。